



茨城県報

第 391 号

令和 5 年 (2023 年) 3 月 16 日

木 曜 日

目 次

規 則

ページ

- 知事及び労働委員会の事務部局に勤務する技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則
(人事課) 2
- 茨城県手数料徴収条例の規定に基づく手数料の納付時期の特例を定める規則の一部を改正する規則
(財政課) 8
- 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則
(薬務課) 8

(公 安 委 員 会)

- 交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則 9

(人 事 委 員 会)

- 職員の給与に関する規則及び職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則 9

告 示

- 航空機騒音に係る環境基準の地域の類型の指定の改正 (環境対策課) 11
- 救急告示医療機関の認定 (医療政策課) 11
- 救急医療協力医療機関の指定取消し (医療政策課) 12
- 指定居宅サービス事業者の指定 (長寿福祉課) 12
- 指定介護予防サービス事業者の指定 (長寿福祉課) 13
- 指定障害児通所支援事業者の指定 (2 件) (障害福祉課) 13
- 指定障害児通所支援事業者の指定更新 (6 件) (障害福祉課) 14
- 指定障害児通所支援事業者の廃止 (2 件) (障害福祉課) 15
- 大規模小売店舗の新設の届出 (中小企業課) 16
- 定款変更の認可 (3 件) (農村計画課) 17
- 道路の占用を制限する区域の指定 (道路維持課) 17
- 事業計画の変更の認可 (2 件) (下水道課) 21
- 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項の一部改正 (会計管理課) 21

公 告

- 都市計画の図書の縦覧 (2 件) (都市計画課) 22
- 開発行為の工事完了 (2 件) (建築指導課) 22
- 落札者等の公示 (ミュージアムパーク茨城県自然博物館) 23

(警 察 本 部)

- 落札者等の公示 (2 件) 24

規 則

茨城県規則第10号

知事及び労働委員会の事務部局に勤務する技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 5 年 3 月 16 日

茨城県知事 大井川 和彦

知事及び労働委員会の事務部局に勤務する技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

知事及び労働委員会の事務部局に勤務する技能労務職員の給与等に関する規則（昭和38年茨城県規則第42号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「第28条の 4 第 1 項，第28条の 5 第 1 項又は第28条の 6 第 1 項若しくは第 2 項」を「第22条の 4 第 1 項」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第 2 項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第 7 条の 2 の前の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条を削る。

第 7 条の 3 中「法第28条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「前条の規定にかかわらず、同条の規定による給料月額」を「当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、第 3 条第 2 項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額」に、「」第 2 条第 2 項」を「。以下「勤務時間条例」という。）第 2 条第 3 項」に、「その者」を「当該定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条を第 7 条の 2 とする。

第 8 条第 2 項を次のように改める。

2 技能労務職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）の給料の調整額は、調整基本額に当該技能労務職員に係る給料の調整額の適用区分表の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。

第 8 条に次の 4 項を加える。

3 定年前再任用短時間勤務職員の給料の調整額は、調整基本額に当該定年前再任用短時間勤務職員に係る給料の調整額の適用区分表の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額に、勤務割合を乗じて得た額とする。

4 前 2 項に規定する調整基本額は、次の各号に掲げる技能労務職員の区分に応じ、当該各号に定める額（当該額が給料月額（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、その職務の級に応じた額。以下この項において同じ。）の100分の4.5を超えるときは、給料月額の100分の4.5に相当する額）とする。

(1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の技能労務職員 当該技能労務職員に適用される給料表及び職務の級に応じた別表第 7 に掲げる額

(2) 定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表及び職務の級に応じた別表第 7 の 2 に掲げる額

5 第 2 項及び第 3 項の規定にかかわらず、これらの規定による給料の調整額が給料月額の100分の25を超えるときは、給料月額の100分の25に相当する額を給料の調整額とする。

6 第 2 項，第 3 項及び前項の規定による給料の調整額に 1 円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。付則に次の 2 項を加える。

11 当分の間、技能労務職員が60歳に達した日後における最初の 4 月 1 日以後の当該技能労務職員の給料月額は、一

般職員の例による。この場合において、第 8 条第 4 項各号列記以外の部分中「応じた額」とあるのは「応じた額に 100 分の 70 を乗じて得た額 (当該額に、50 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数を生じたときはこれを 100 円に切り上げるものとする。)」と、同項第 1 号中「額」とあるのは「額に 100 分の 70 を乗じて得た額 (当該額に、50 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数を生じたときはこれを 100 円に切り上げるものとする。)」とし、知事及び労働委員会の事務部局に勤務する技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則 (平成 26 年茨城県規則第 1 号) 付則第 4 項中「減じた額」とあるのは「減じた額に 100 分の 70 を乗じて得た額 (当該額に、1 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。)」とする。

12 現業職給料表 (一) の適用を受ける技能労務職員であつて、当該技能労務職員の職務の級及び号給に応じた給料月額が、当該技能労務職員に適用される最低賃金法 (昭和 34 年法律第 137 号) 第 9 条第 1 項に規定する地域別最低賃金の額に当該技能労務職員の 1 年間における 1 月平均所定労働時間数を乗じて得た額を、当該技能労務職員に支給される地域手当の級地の区分に応じた割合に 1 を加えて得た数で除して得た額 (以下この項及び別表第 1 において「最低賃金月額」という。) に満たないものの給料月額は、当分の間、第 2 条から第 7 条の 2 までの規定にかかわらず、現業職給料表 (一) の当該技能労務職員の職務の級の欄に掲げる額のうち、最低賃金月額 (最低賃金月額と同じ額がないときは、最低賃金月額の直近上位の額) とする。

別表第 1 の 1 の表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項及び備考を次のように改める。

定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円	円	円	円	円
	193, 600	204, 700	223, 200	244, 000	274, 700

備考 1 この表は、現業職給料表 (二) の適用を受けない全ての技能労務職員に適用する。

2 この表の適用を受ける技能労務職員であつて、給料月額が最低賃金月額に満たないものの給料月額は、付則第 12 項に定める額とする。

別表第 1 の 2 の表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円	円	円	円
	220, 300	250, 300	253, 700	279, 700

別表第 5 の 1 の表中

57	を	56	に、
57		57	
57		57	
57		57	
58		57	
58		57	
58		58	
58		58	

59
59
59
59
60
60
61

58
58
58
59
59
59
59

42
43
44
45
45
46
46
47
47
48
48
49
50

を

41
42
42
43
43
44
44
45
46
47
48
49
50

に、

54
54
55
55
56
56
57
57
57
58
58
58
59
59
59
60

を

53
54
54
54
54
55
55
55
56
56
56
57
57
58
58
59
59

に改め、別表第 5 の 2 の表中

1
1
1
1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
17

を

2
3
4
5
5
6
6
7
7
8
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
17

に、

26
26
26
26
27
27
27
27
28
28
28
28
29
29
30
31
32

を

25
26
26
26
26
26
26
27
27
27
27
27
27
27
28
28
28
28
28
29

に、

30	29
31	30
32	30
33	31
33	31
34	32
34	32
35	33
35	34
36	35

を

に、

38	37
38	38
39	38
39	38
40	39
40	39
41	39
41	40
41	40
42	40
42	41
42	41
43	42
43	42
43	43
44	43

を

に、

46	45
46	46
46	46
47	46
47	46
47	47
48	47
48	47
48	47
49	48
49	48

49	を	48	に改める。
49		48	
49		49	
50		49	
50		49	
50		49	
50		50	
50		50	
51		50	
51		50	
51		51	
51		51	
51		51	
51		51	
52		51	

別表第 7 中「第 8 条第 2 項」を「第 8 条第 4 項第 1 号」に改め、「(1 号給の者にあつては 5,953 円, 2 号給の者にあつては 5,994 円)」を削り、同表の次に次の 1 表を加える。

別表第 7 の 2 給料の調整基本額表 (第 8 条第 4 項第 2 号関係)

現業職給料表 (一)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	5,800 円
2 級	6,100 円
3 級	6,700 円
4 級	7,300 円
5 級	8,200 円

付 則

- この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 5 の改正規定及び別表第 7 の改正規定（「(1 号給の者にあつては 5,953 円, 2 号給の者にあつては 5,994 円)」を削る部分に限る。）並びに付則第 2 項から第 4 項まで及び第 9 項の規定は、公布の日から施行する。
- この規則（前項ただし書に規定する改正規定に限る。次項において同じ。）による改正後の知事及び労働委員会の事務部局に勤務する技能労務職員の給与等に関する規則（次項において「改正後の規則」という。）の規定は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。
- 令和 4 年 4 月 1 日からこの規則の施行の日（次項において「施行日」という。）の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった技能労務職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった技能労務職員のうち、改正後の規則別表第 5 の規定による号給がこの規則による改正前の知事及び労働委員会の事務部局に勤務する技能労務職員の給与等に関する規則（以下この項において「改正前の規則」という。）別表第 5 の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規則別表第 5 の規定にかかわらず、改正前の規則別表第 5 の規定による号給とする。
- 施行日から令和 5 年 3 月 31 日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった技能労務職員及びそ

の属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった技能労務職員のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例による。

- 5 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号。第 8 項において「令和 3 年改正法」という。）附則第 4 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 6 条第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された技能労務職員をいう。以下同じ。）で地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、この規則による改正後の知事及び労働委員会の事務部局に勤務する技能労務職員の給与等に関する規則（以下この項から第 8 項までにおいて「改正後の規則」という。）第 3 条第 1 項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規則の規定を適用する。
- 6 暫定再任用職員で常時勤務を要する職を占めるもの（次項において「暫定再任用常時勤務職員」という。）は、改正後の規則第 3 条第 1 項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規則第 3 条第 1 項及び第 2 項並びに第 8 条第 4 項の規定を適用する。
- 7 暫定再任用常時勤務職員の給料月額を、当該暫定再任用常時勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される改正後の規則第 2 条第 1 項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、改正後の規則第 3 条第 2 項の規定により当該暫定再任用常時勤務職員の属する職務の級に応じた額とする。
- 8 改正後の規則第 8 条第 1 項の規定により給料の調整を行う職を占める暫定再任用職員（令和 3 年改正法附則第 4 条第 1 項及び第 6 条第 1 項の規定により採用された職員に限る。）である技能労務職員の給料の調整額の支給については、職員の給与に関する条例（昭和 27 年茨城県条例第 9 号）の適用を受ける職員の例による。
- 9 前 6 項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

茨城県規則第 11 号

茨城県手数料徴収条例の規定に基づく手数料の納付時期の特例を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 5 年 3 月 16 日

茨城県知事 大井川 和彦

茨城県手数料徴収条例の規定に基づく手数料の納付時期の特例を定める規則の一部を改正する規則

茨城県手数料徴収条例の規定に基づく手数料の納付時期の特例を定める規則（平成 12 年茨城県規則第 130 号）の一部を次のように改正する。

第 1 号中「から 10 の項まで」を「及び 7 の項」に改める。

付 則

この規則は、令和 5 年 3 月 27 日から施行する。

茨城県規則第 12 号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 5 年 3 月 16 日

茨城県知事 大井川 和彦

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則（平成 8 年茨城県規則第 29 号）の一

部を次のように改正する。

第 9 条の見出し中「等」を削り、同条中「。以下同じ」及び「とともに、当該届出をした者に管理医療機器販売業貸与

届出済証（様式第 9 号。以下「届出済証」という。）を交付する」を削る。

第 10 条及び第 11 条を削り、第 12 条を第 10 条とし、第 13 条を第 11 条とする。

様式第 9 号から様式第 11 号までを削る。

付 則

- この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- この規則の施行の日（次項において「施行日」という。）前に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 39 条の 3 第 1 項の規定による届出をした者に対するこの規則による改正前の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則（次項において「改正前の規則」という。）第 9 条の規定による管理医療機器販売業届出済証の交付については、なお従前の例による。
- 施行日前にされた改正前の規則第 10 条及び第 11 条の規定による申請については、なお従前の例による。

（公 安 委 員 会）

茨城県公安委員会規則第 3 号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 5 年 3 月 16 日

茨城県公安委員会委員長 寺 門 一 義

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則（平成 21 年茨城県公安委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 境の部境警察署所在地の項中「西泉田」の次に「、みらい平一丁目、みらい平二丁目」を加え、同表取手の部利根地区交番の項中「四季の丘」を「四季の丘一丁目、四季の丘二丁目」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（人 事 委 員 会）

茨城県人事委員会規則第 6 号

職員の給与に関する規則及び職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 5 年 3 月 16 日

茨城県人事委員会委員長 足 立 勇 人

職員の給与に関する規則及び職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

（職員の給与に関する規則の一部改正）

第 1 条 職員の給与に関する規則（昭和 36 年茨城県人事委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 行政職給料表級別職務分類表中

運転免許センター			
----------	--	--	--

を

運転免許センター			センター長
----------	--	--	-------

に改める。

別表第 3 公安職給料表級別職務分類表中

共通	部長 参事官 課長 (厚生, 装備施設, 教養, 情報管理, 留置管理, 少年, 生活環境, 人身安全対策, サイバー犯罪対策, 通信指令, 捜査第二, 国際捜査, 薬物銃器対策, 鑑識及び外事課の課長を除く。)	課長 隊長 総括理事官 理事官 管理官	理事官 管理官 課長代理 副隊長 課長補佐 中隊長 県西方面隊長	課長補佐 中隊長 県西方面隊長 専門官	係長	係長 巡查部長 巡查長	巡查部長 巡查長 巡查	巡查長 巡查	巡查
----	--	---------------------------------	--	------------------------------	----	-------------------	-------------------	-----------	----

を

共通	部長 参事官 課長 (厚生, 装備施設, 教養, 情報管理, 留置管理, 人身安全少年, 生活環境, サイバー犯罪対策, 通信指令, 捜査第二, 国際捜査, 薬物銃器対策, 機動捜査支援, 鑑識及び外事課の課長を除く。)	課長 隊長 総括理事官 理事官 管理官	理事官 管理官 課長代理 副隊長 課長補佐 中隊長 県西方面隊長	課長補佐 中隊長 県西方面隊長 専門官	係長	係長 巡查部長 巡查長	巡查部長 巡查長 巡查	巡查長 巡查	巡查
部外	サイバー戦略統括官								

に、

「人身安全対策統括官」を「人身安全少年統括官」に改め、

刑事総務課		捜査支援室長	捜査支援室長						
-------	--	--------	--------	--	--	--	--	--	--

を削る。

別表第33 警察本部の項中「少年課」を「人身安全少年課」に改める。

別表第34 4 警察本部長の項中「(2) 人身安全対策統括官」を「(2) サイバー戦略統括官」に、

「
(2の2) 組織犯罪対策統括官 を
」

「
(2の2) 人身安全少年統括官
(2の3) 組織犯罪対策統括官 に、
」

「(10) 機動捜査隊長」を「(10) 削除」に改める。
(職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正)

第 2 条 職員の特殊勤務手当に関する規則（平成元年茨城県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第12条第 2 項中「警務部情報管理課」を「刑事部機動捜査支援課」に改める。

付 則

この規則は、令和 5 年 3 月 27 日から施行する。

告 示

茨城県告示第282号

昭和55年2月28日茨城県告示第302号で告示した環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第2項の規定に基づく航空機騒音に係る環境基準の地域の類型の指定の全部を次のように改正する。

令和 5 年 3 月 16 日

茨城県知事 大井川 和彦

航空機騒音に係る環境基準の地域の類型

地域の類型	該当地域
I	稲敷市及び河内町の全域のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、田園住居地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに同号に規定する用途地域の定められていない地域（別表に掲げる工業団地を除く。）
II	稲敷市及び河内町の全域のうち、都市計画法第8条第1項第1号の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域並びに別表に掲げる工業団地

別表

名称	区域
稲敷工業団地	稲敷東部台都市計画地区計画（稲敷工業団地地区）（令和元年11月28日稲敷市告示第101号）の区域

茨城県告示第283号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第2条第1項の規定に基づき、次の医療機関を救急病院とし

て認定したので、告示する。

令和 5 年 3 月 16 日

茨城県知事 大井川 和彦

医療機関名	所在地	認定期限
つくばセントラル病院	牛久市柏田町1589-3	令和 8 年 3 月 21 日

茨城県告示第284号

次の救急医療協力医療機関について、茨城県救急医療協力病院及び診療所に関する規則（昭和52年茨城県規則第11号）第4条第1項第1号の規定による申出の撤回があったので、同条第2項において準用する第3条第2項の規定により告示する。

令和 5 年 3 月 16 日

茨城県知事 大井川 和彦

名 称	所在地	撤回日
江畑医院	石岡市柿岡2019	令和 5 年 1 月 31 日

茨城県告示第285号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第78条の規定により告示する。

令和 5 年 3 月 16 日

茨城県知事 大井川 和彦

介護保険事業所番号	申請者の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指 定年月日	サービスの種類
0862790078	株式会社 夢眠ホーム	佐藤 信輔	岐阜県可児市塩河960-1	訪問看護ステーション夢眠ちくせい	筑西市二木成1530	令和 5 年 2 月 1 日	訪問看護
0865590038	株式会社 ファーストナース	橋本 真奈歩	東京都港区新橋2-12-16	訪問看護ステーションあやめつくばみらい	つくばみらい市紫峰ヶ丘1-23-4 アンジュ・パレC102号室	令和 5 年 2 月 1 日	訪問看護
0870600384	株式会社 夢眠ホーム	佐藤 信輔	岐阜県可児市塩河960-1	夢眠ちくせい	筑西市二木成1530	令和 5 年 2 月 1 日	特定施設入居者生活介護
0870801412	株式会社 コネクト	垣本 祐作	千葉県千葉市美浜区中瀬2-6-1	希望のまち竜ヶ崎訪問介護事業所	龍ヶ崎市緑町184-2	令和 5 年 2 月 1 日	訪問介護
0872701214	合同会社 かより	酒寄 洋子	筑西市稲野辺306-2メルハウスA-2	ヘルパーステーション陽日	筑西市稲野辺306-2メルハウスA-2	令和 5 年 2 月 1 日	訪問介護
0875500514	株式会社 hug hand	三浦 涼太郎	つくばみらい市富士見ヶ丘4-17-2	n i k o	つくばみらい市富士見ヶ丘4-17-2	令和 5 年 2 月 11 日	訪問介護
0875500522	株式会社 っとLINE	井上 京伍	日立市東成沢町2-11-20	ひまわりの里	つくばみらい市下長沼1024	令和 5 年 2 月 25 日	訪問介護

茨城県告示第286号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により告示する。

令和5年3月16日

茨城県知事 大井川 和彦

介護保険事業所番号	申請者の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
0862790078	株式会社 夢眠ホーム	佐藤 信輔	岐阜県可児市塩河960-1	訪問看護ステーション夢眠ちくせい	筑西市二木成1530	令和5年2月1日	介護予防訪問看護
0865590038	株式会社 ファーストナース	橋本 真奈歩	東京都港区新橋2-12-16	訪問看護ステーションあやめつくばみらい	つくばみらい市紫峰ヶ丘1-23-4 アンジュ・パレC102号室	令和5年2月1日	介護予防訪問看護
0870600384	株式会社 夢眠ホーム	佐藤 信輔	岐阜県可児市塩河960-1	夢眠ちくせい	筑西市二木成1530	令和5年2月1日	介護予防特定施設入居者生活介護

茨城県告示第287号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第21条の5の25の規定により告示する。

令和5年3月16日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
0850300427	サガセル	茨城県土浦市並木3丁目15-12パルネット久松101号室	株式会社オルタ	東京都品川区大井四丁目1番3号	令和5年3月1日	放課後等デイサービス

茨城県告示第288号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第21条の5の25の規定により告示する。

令和5年3月16日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
0852000991	グローバルキッズメソッド80	茨城県つくば市学園の森3-35-5	ハッピーライフケア株式会社	東京都千代田区東神田二丁目10番9号	令和5年3月1日	児童発達支援

茨城県告示第289号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第21条の5の25の規定により告示する。

令和 5 年 3 月 16 日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定更新年月日	サービスの種類
0850700089	のびのび広場あ おやま 結城富 士見町	茨城県結城市大字 結城字五本木 10617番地 1	合同会社青山	茨城県結城市下り 松四丁目 4 番地10	令和 4 年 11 月 1 日	放課後等デイ サービス

茨城県告示第290号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第21条の5の25の規定により告示する。

令和 5 年 3 月 16 日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定更新年月日	サービスの種類
0851900126	キッズプライム 牛久教室	茨城県牛久市ひた ち野西 4 - 22 - 3 オーシャンパド ラーG号室	自立の株式会社	千葉県習志野市大 久保一丁目25番12 号ファンタジア第 一ビル1階・2階	令和 4 年 12 月 1 日	放課後等デイ サービス

茨城県告示第291号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第21条の5の25の規定により告示する。

令和 5 年 3 月 16 日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定更新年月日	サービスの種類
0850700089	のびのび広場あ おやま 結城富 士見町	茨城県結城市大字 結城字五本木 10617番地 1	合同会社青山	茨城県結城市下り 松四丁目 4 番地10	令和 5 年 2 月 1 日	児童発達支援

茨城県告示第292号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第21条の5の25の規定により告示する。

令和 5 年 3 月 16 日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定更新年月日	サービスの種類
0850400227	放課後等デイサービス 創育舎	茨城県古河市稲宮 1033-2	合同会社こどもサポートプロジェクト	茨城県古河市原町 1 番 24 号	令和 5 年 3 月 1 日	放課後等デイサービス

茨城県告示第293号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第21条の5の25の規定により告示する。

令和 5 年 3 月 16 日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定更新年月日	サービスの種類
0852000397	おもちゃ箱つくば	茨城県つくば市要 223 番地 1	株式会社 Hop & Step	茨城県つくば市要 223 番地 1	令和 5 年 3 月 1 日	放課後等デイサービス

茨城県告示第294号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第21条の5の25の規定により告示する。

令和 5 年 3 月 16 日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定更新年月日	サービスの種類
0854300068	多機能型事業所 みつばち	茨城県猿島郡境町 大字伏木 2859-1	株式会社あるふあ	茨城県猿島郡境町 大字伏木 2859 番地 1	令和 5 年 3 月 1 日	児童発達支援 放課後等デイサービス

茨城県告示第295号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項に規定する廃止の届出があったので、同法第21条の5の25の規定により告示する。

令和 5 年 3 月 16 日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	サービスの種類	廃止年月日
0852100338	運動学習支援教室 アトムハウス ひたちなか	茨城県ひたちなか市大平 3 丁目 18-1	株式会社コムズケア水戸	児童発達支援 放課後等デイサービス	令和 4 年 11 月 30 日

茨城県告示第296号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項に規定する廃止の届出があったので、同法第21条の5の25の規定により告示する。

令和 5 年 3 月 16 日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	サービスの種類	廃止年月日
0850800178	放課後等デイサービスすみれ	茨城県龍ヶ崎市川原代町字知手4028番1	合同会社Leaves	居宅訪問型児童発達支援	令和5年1月31日

茨城県告示第297号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による大規模小売店舗の新設の届出について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から4月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から4月以内に茨城県知事に提出することができる。

令和 5 年 3 月 16 日

茨城県知事 大井川 和彦

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

株式会社しまむら

代表取締役 鈴木 誠

(2) 住所

埼玉県さいたま市大宮区北袋町一丁目602番1号

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

しまむら白山店

取手市白山三丁目甲259番1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者氏名
株式会社しまむら	埼玉県さいたま市大宮区北袋町一丁目602番1号	鈴木 誠

(3) 大規模小売店舗の新設をする日

令和5年11月8日

(4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,106㎡

(5) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数 36台

イ 駐輪場の収容台数 10台

ウ 荷さばき施設の面積 44㎡

エ 廃棄物等の保管施設の容量 18㎡

(6) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(開店時刻) 午前10時

(閉店時刻) 午後 8 時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 9 時 30 分～午後 8 時 30 分

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

1 箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

24 時間

3 届出年月日

令和 5 年 3 月 7 日

4 縦覧の場所

茨城県産業戦略部中小企業課

茨城県告示第 298 号

蔵川土地改良区から令和 4 年 10 月 31 日付けで申請のあった定款変更については、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により令和 5 年 3 月 8 日認可した。

令和 5 年 3 月 16 日

茨城県知事 大井川 和彦

茨城県告示第 299 号

霞ヶ浦用水土地改良区から令和 4 年 11 月 29 日付けで申請のあった定款変更については、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により令和 5 年 3 月 8 日認可した。

令和 5 年 3 月 16 日

茨城県知事 大井川 和彦

茨城県告示第 300 号

八郷土地改良区から令和 4 年 11 月 30 日付けで申請のあった定款変更については、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により令和 5 年 3 月 8 日認可した。

令和 5 年 3 月 16 日

茨城県知事 大井川 和彦

茨城県告示第 301 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 37 条第 1 項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、令和 5 年 3 月 16 日から 2 週間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 3 月 16 日

茨城県知事 大井川 和彦

1 道路の種類、路線名及び占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
一般国道	国道118号	水戸市金町一丁目 国道349号交差 (気象台前交差点) から 水戸地方気象台まで
一般国道	国道123号	東茨城郡城里町大字上坪 城里町道交差から 東茨城郡城里町大字下坪 国道123号交差まで
一般国道	国道349号	常陸太田市山下町字鑄銭場跡1020番1地先から 常陸太田市木崎二町字木崎下1727番2地先まで
一般国道	国道354号	猿島郡境町蛇池 首都圏中央連絡自動車道 (境古河 I C 北) から 猿島郡境町山崎 県道若境線交差まで
一般国道	国道354号	常総市小山戸町 県道谷和原筑西線交差から 常総市相野谷町 国道294号交差 (相平橋西交差点) まで
一般国道	国道354号	つくば市みどりの 県道赤浜谷田部線交差 (上萱丸交差点) から つくば市谷田部 国道354号交差 (谷田部交差点) まで
一般国道	国道355号	潮来市牛堀 国道51号交差 (山下交差点) から 潮来市堀之内 県道繁昌潮来線交差まで
一般国道	国道355号	石岡市正上内 県道石岡筑西線交差 (正上内交差点) から 石岡市正上内 県道上吉影岩間線交差 (石岡小美玉 I C 入口交差点) まで
一般国道	国道355号	笠間市下市毛 下市毛橋東交差点から 笠間市来栖 笠間市道交差 (来栖橋南交差点) まで
県道	日立いわき線	北茨城市磯原町上相田 北茨城市道交差から 北茨城市華川町下相田 県道北茨城インター線交差 (下相田交差点) まで
県道	取手東線	北相馬郡利根町布川 利根町道交差から 北相馬郡利根町羽中 利根町道交差まで
県道	那須烏山御前山線	常陸大宮市野口 常陸大宮市道交差から 常陸大宮市野口 県道常陸大宮御前山線交差 (野口交差点) まで
県道	筑西つくば線	筑西市東榎生字東榎生1205番2から 筑西市上川中子字高田595番2まで
県道	筑西つくば線	つくば市中菅間 県道沼田下妻線交差から つくば市池田 国道125号交差まで
県道	大洗友部線	東茨城郡茨城町駒渡 茨城町道110号線交差から 笠間市仁古田 県道石岡城里線交差まで
県道	結城野田線	結城市結城公達 国道50号交差 (城南小北交差点) から 結城市結城公達 結城市道交差 (城南小入口交差点) まで
県道	結城野田線	古河市東山田 山田十字路交差点から 猿島郡境町猿山 猿山東交差点まで
県道	茨城鹿島線	鹿嶋市宮中 県道須賀北埠頭線交差から 鹿嶋市宮中 鹿嶋市道交差まで
県道	取手つくば線	つくば市学園の森三丁目 県道土浦境線交差から つくば市西平塚 国道408号交差まで
県道	結城坂東線	結城市今宿 県道筑西三和線交差から 結城市今宿 県道筑西三和線交差まで
県道	土浦境線	つくばエクスプレスつくば駅から つくば市吾妻一丁目 国道408号交差 (吾妻西交差点) まで
県道	水戸岩間線	笠間市湯崎 笠間市道交差から 笠間市住吉 県道大洗友部線交差まで
県道	竜ヶ崎阿見線	龍ヶ崎市中里一丁目 龍ヶ崎市道交差 (藤ヶ丘7北交差点) から 龍ヶ崎市中里一丁目 県道八代庄兵衛新田線交差 (竜ヶ岡中央交 差点) まで

県道	水戸神栖線	水戸市笠原町 県道水戸神栖線交差から 茨城県道路公社まで
県道	水戸神栖線	鉾田市上富田 県道茨城鹿島線交差 (上富田交差点) から 小美玉市下吉影 小美玉市道交差まで
県道	土浦つくば線	つくば市並木 つくば市道交差 (並木 1 丁目交差点) から つくば市竹園一丁目 県道土浦境線交差 (学園東交差点) まで
県道	つくば古河線	古河市柳橋 国道 4 号交差 (柳橋交差点) から 古河市久能 県道境間々田線交差 (久能交差点) まで
県道	取手豊岡線	守谷市大柏 県道野田牛久線交差 (大柏南交差点) から 守谷市大柏 守谷市道交差まで
県道	取手豊岡線	常総市坂手町 常総市道交差から 常総市豊岡町砂原 国道 354 号交差 (貫通道路入口交差点) まで
県道	玉里水戸線	東茨城郡茨城町中央工業団地 茨城町道交差から 東茨城郡茨城町中央工業団地 北関東自動車道 (茨城西 I C) まで
県道	日立笠間線	那珂市瓜連分岐から 那珂市瓜連 国道 118 号交差 (平野台団地入口交差点) まで
県道	常陸那珂港山方線	那珂郡東海村石神外宿 国道 6 号交差 (二軒茶屋交差点) から 那珂郡東海村石神外宿 東海村道交差まで
県道	北茨城インター線	北茨城市磯原町豊田 常磐自動車道 (北茨城 I C) から 北茨城市華川町白場 北茨城市道交差まで
県道	江戸崎下総線	稲敷市桑山 県道竜ヶ崎潮来線交差から 稲敷市桑山 首都圏中央連絡自動車道 (稲敷東 I C) まで
県道	鉾田茨城線	鉾田市飯名 県道茨城鹿島線交差から 鉾田市飯名 東関東自動車道 (鉾田 I C) まで
県道	土浦坂東線	坂東市役所から 坂東市岩井 国道 354 号交差 (仲町十字路交差点) まで
県道	尾崎境線	猿島郡境町長井戸 境町道交差 (長井戸西交差点) から 猿島郡境町長井戸 境町道交差まで
県道	赤浜谷田部線	下妻市高道祖字中台 県道沼田下妻線交差から 下妻市高道祖字中台 国道 125 号交差 (高道祖東交差点) まで
県道	赤浜谷田部線	つくばみらい市坂野新田 つくばみらい市道交差から つくば市みどりの つくば市道交差 (上萱丸交差点) まで
県道	高崎坂東線	常総市古間木 常総市道交差から 常総市古間木 常総市道交差まで
県道	高崎坂東線	常総市国生 常総市道交差から 常総市向石下 県道土浦境線交差まで
県道	谷田部牛久線	つくば双愛病院から つくば市高崎 つくば市道交差 (高崎十字路交差点) まで
県道	上吉影岩間線	小美玉市竹原 小美玉市道交差から 石岡市正上内 国道 355 号交差 (石岡小美玉 I C 入口交差点) まで
県道	杉崎友部線	笠間市東平三丁目 県道友部内原線交差から 笠間市平町 県道平友部停車場線交差まで
県道	小野土浦線	土浦市大志戸 土浦市道交差から 土浦市大志戸 県道石岡つくば線交差 (朝日トンネル南交差点) まで
県道	小野土浦線	土浦市虫掛 国道 6 号交差から 土浦市田中二丁目 土浦市道交差 (土浦消防署西交差点) まで
県道	谷田部藤代線	つくば市飯田 つくば市道交差から つくば市境田 つくば市道交差まで
県道	谷田部藤代線	取手市下萱場 取手市道交差から 取手市萱場 取手市道交差 (萱場交差点) まで

県道	高岡藤代線	(株)飯田商事運輸 高岡倉庫から つくばみらい市高岡 県道取手つくば線交差まで
県道	沼田下妻線	(株)田島屋 筑波倉庫から 下妻市高道祖 県道赤浜谷田部線交差まで
県道	稲敷阿見線	稲敷市江戸崎 県道土浦稲敷線交差から 稲敷市江戸崎 県道江戸崎新利根線交差まで
県道	稲敷阿見線	稲敷郡阿見町追原 県道竜ヶ崎阿見線 (追原南交差点) から 稲敷郡阿見町香澄の里 阿見町道交差まで
県道	栗生木崎線	神栖市居切 県道鹿島港潮来インター線交差から 神栖市居切 神栖市道交差 (飼料団地西交差点) まで
県道	栗生木崎線	神栖市東深芝 神栖市道交差から 神栖市木崎 国道124号交差 (木崎西交差点) まで
県道	野木古河線	古河市本町二丁目 県道佐野古河線交差 (本町二丁目) から 古河市原町 国道354号交差まで
県道	幸手境線	猿島郡五霞町元栗橋 国道4号交差 (消防署前交差点) から 猿島郡五霞町小福田 県道西関宿栗橋線交差まで
県道	取手停車場線	J R 取手駅から 取手市取手二丁目 県道取手東線交差まで
県道	藤代停車場線	J R 藤代駅から 取手市片町 県道長沖藤代線交差まで
県道	館野荒川沖停車場線	土浦市荒川沖西二丁目 国道6号交差 (荒川沖交差点) から J R 荒川沖駅まで
県道	土浦停車場線	J R 土浦駅から 土浦市大和町 国道125号交差まで
県道	平友部停車場線	笠間市橋爪 笠間市道交差 (橋爪はなさか交差点) から 笠間市平町 県道杉崎友部線交差まで
県道	豊岡佐和停車場線	ひたちなか市高野 ひたちなか市道交差 (高野十字路交差点) から J R 佐和駅まで
県道	高萩停車場線	高萩市本町二丁目 高萩市道交差 (高萩駅交差点) から 高萩市安良川 国道461号交差 (安良川交差点) まで
県道	真鍋停車場線	関東鉄道(株)から 土浦市真鍋二丁目 国道125号交差まで
県道	東楢戸真瀬線	つくばみらい市陽光台四丁目 県道野田牛久線交差 (陽光台4丁目交 差点) から つくばみらい市富士見ヶ丘一丁目 つくばみらい市道交差まで
県道	大和田羽生線	小美玉市与沢 茨城空港南交差点から 行方市羽生 国道355号交差まで

2 制限の対象とする占有物件

新たに地上に設ける電柱 (占有の制限の開始の期日より前に占有を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。)

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができな
いと認められる場合は、この限りでない。

3 占有を制限する理由

緊急輸送道路の占有を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占有の制限の開始の期日

令和5年3月31日

茨城県告示第302号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和5年3月16日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 施行者の名称
筑西市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
下館・結城都市計画下水道事業 筑西市公共下水道事業
- 3 事業施行期間
昭和49年6月17日から
令和9年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

~~~~~

**茨城県告示第303号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和5年3月16日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 施行者の名称  
筑西市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
下館・結城都市計画下水道事業 筑西市公共下水道事業
- 3 事業施行期間  
平成4年1月6日から  
令和9年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
変更なし

~~~~~

茨城県告示第304号

茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項(平成8年茨城県告示第254号)の一部を次のように改正する。

令和5年3月16日

茨城県知事 大井川 和彦

第 3 条第 1 項中「次に掲げる書類」の次に「又はその写し」を加える。

第 3 条第 1 項第 1 号中「県税」の前に「国税（消費税及び地方消費税に限る。）及び」を加える。

第 3 条第 1 項第 4 号イ中「の写し」を削る。

第 3 条第 1 項第 5 号中「の写し」を削る。

第 3 条第 1 項第 6 号中「の写し」を削る。

第 3 条第 1 項第 7 号中「の写し」を削る。

要項中「, 」を「、」に改める。

付 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

公 告

●都市計画の図書の縦覧

古河都市計画土地地区画整理事業の変更に伴い、古河市から都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定に基づく当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

令和 5 年 3 月 16 日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 都市計画の種類
土地地区画整理事業（駅南土地地区画整理事業）
- 2 縦覧場所
茨城県土木部都市局都市計画課

●都市計画の図書の縦覧

古河都市計画地区計画の決定に伴い、古河市から都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定に基づく当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第20条第2項の規定に基づき、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

令和 5 年 3 月 16 日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 都市計画の種類
地区計画（古河駅南地区）
- 2 縦覧場所
茨城県土木部都市局都市計画課

●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したの

で、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和 5 年 3 月 16 日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

東茨城郡茨城町大字上石崎字剣尺2150番1

- 2 事業主の住所及び氏名

坂東市富田1430番1

有限会社セイドトレーディングカンパニー

取締役 セイド ウーマル

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

結城郡八千代町大字水口字西坪415番1の一部、同番4の一部、同番5

- 2 事業主の住所及び氏名

結城郡八千代町大字水口520番地

高橋 真弘

●落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

令和 5 年 3 月 16 日

ミュージアムパーク茨城県自然博物館長 横山 一己

- 1 落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量

ミュージアムパーク茨城県自然博物館で使用する電気約2,560,000キロワット時の供給

- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

ミュージアムパーク茨城県自然博物館 茨城県坂東市大崎700番地

- 3 落札者又は随意契約の相手方を決定した日

令和 5 年 2 月 21 日

- 4 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所

国際航業株式会社水戸営業所 所長 石井 正邦

茨城県水戸市城南1丁目1番8号

- 5 落札金額又は随意契約に係る契約金額

84,403,000円

- 6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

- 7 随意契約による場合にはその理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項及び
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号

(警 察 本 部)

●落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

令和 5 年 3 月 16 日

茨城県警察本部長 飯 利 雄 彦

〔掲載順序〕

①落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続き ⑦一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合には、茨城県物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める規則（平成 7 年茨城県規則第 98 号）第 4 条第 1 項の公告又は第 5 条第 1 項の公示を行った日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他必要な事項

①茨城県内警察署等計 26 施設で使用する電気の供給 予定数量 7,591,000kWh ②茨城県警察本部警務部会計課 水戸市笠原町 978 番 6 ③令和 5 年 2 月 3 日 ④ゼロワットパワー株式会社 代表取締役 佐藤 和彦 千葉県柏市若柴 178 番地 4 柏の葉キャンパス K01L ⑤ 236,969,852 円（消費税及び地方消費税を含む。） ⑥随意契約 ⑧地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 5 号及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 11 条第 1 項第 1 号

●落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

令和 5 年 3 月 16 日

茨城県警察本部長 飯 利 雄 彦

〔掲載順序〕

①落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続き ⑦一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合には、茨城県物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める規則（平成 7 年茨城県規則第 98 号）第 4 条第 1 項の公告又は第 5 条第 1 項の公示を行った日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他必要な事項

①茨城県警察機動センター外 3 施設で使用する電気の供給 予定数量 1,155,000kWh ②茨城県警察本部警務部会計課 水戸市笠原町 978 番 6 ③令和 5 年 2 月 1 日 ④ゼロワットパワー株式会社 代表取締役 佐藤 和彦 千葉県柏市若柴 178 番地 4 柏の葉キャンパス K01L ⑤ 41,599,114 円（消費税及び地方消費税を含む。） ⑥随意契約 ⑧地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 5 号及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 11 条第 1 項第 1 号

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）
（休日の場合は繰下発行）

発 行 茨 城 県

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)